

第 2 次甲賀市観光振興計画の見直しに係る策定方針について

1. 目的

本計画は、行政・市民・事業者・関係団体が連携して観光振興に取り組むために、基本的な考え方を共有し、目指すべき方向を示すものとして、また本市の歴史・文化や祭・行催事等の地域資源を磨き上げ、魅力あるまちづくりと、それを通じた観光の振興を目的として、第 1 次計画を見直し、平成 29 年（2017 年）8 月に「第 2 次甲賀市観光振興計画」を策定し、令和 3 年（2021 年）9 月に見直しを行いました。

本計画は、第 2 次甲賀市総合計画を上位計画とする観光分野における個別計画として位置づけるものであることから、令和 6 年度に実施される第 2 次甲賀市総合計画第 3 期基本計画の策定にあわせ、本計画の見直しを行います。

2. 見直しの方向性

- (1) 本計画の進捗状況および社会情勢や経済情勢の変化を踏まえ、見直しを行います。
- (2) 第 2 次甲賀市観光振興計画の体系を基本としつつ、総合計画の見直しの方向性と整合を図ります。

【論点】

平成 29 年に「第 2 次甲賀市観光振興計画」を策定してから今日まで、コロナ禍を経て本市の観光をめぐる変化は日々目まぐるしく、激的な社会情勢の変化を加味し、これからの観光のあるべき姿を再構築することを目的とし、以下の 5 つを観光施策の論点として見直しを進める。

- ・重点支援地域に選定された日本遺産「忍びの里 伊賀・甲賀」の更なる活用と大阪関西万博を契機としたインバウンド誘客の促進について
- ・リニューアルオープンする「道の駅 あいの土山」と茶、地酒、信楽焼等の地場産業や農業事業者、福祉事業者が連携した地域活性化の促進について
- ・全国 3 位の数を誇るゴルフ場コースやロケーション、DX を活用した観光誘客について
- ・観光の産業化に向けたさらなる取り組みの充実について（プレイヤーの創出）
- ・観光施策を推進する組織体制について

3. 期間

計画期間の見直しは行わず、平成29年度から令和10年度までの12年間を本計画の計画期間とします。

なお、第2次甲賀市総合計画の基本計画が4年ごとの見直しとなっていることから、本計画の計画期間を4年ごとの3期に区切り、各期の最終年において、見直しを行うこととしており、本計画について令和7年3月に見直します。

4. 見直し体制・市民等の参加

(1) 附属機関等

甲賀市観光振興計画審議会において、本計画の見直しに関する調査および審議を行います。

(2) 市内事業者および市民

市内事業者および市民の意見を反映するため、広く意見を聴取する機会を設けます。

- ・関係団体等へのヒアリング
- ・パブリック・コメント
- ・甲賀市市政に関する市民意識調査